

コミュニティ・スクール等関連資料

1. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）関連

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について . . . . . 1
- ・コミュニティ・スクールの指定状況 . . . . . 1
- ・コミュニティ・スクールの導入例 . . . . . 3
- ・コミュニティ・スクールの成果 . . . . . 3
- ・コミュニティ・スクールの課題 . . . . . 3
- ・コミュニティ・スクールにおける取組事例 . . . . . 4
- ・平成26年度予算資料 . . . . . 7
- ・コミュニティ・スクールの普及・啓発に関する取組 . . . . . 8
- ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会について . . . . . 9
- ・コミュニティ・スクールと学校支援地域本部の協働について . . . . . 10
- ・学校支援地域本部とコミュニティ・スクールの発展的展開の事例 . . . . . 10
- ・放課後子ども教室、学校支援地域本部、コミュニティ・スクール  
の实施状況 . . . . . 13
- ・自治体独自の学校と地域の連携組織の例について . . . . . 14

2. 学校評議員制度関連

- ・学校評議員制度の概要 . . . . . 15
- ・学校評議員の状況について . . . . . 16
- ・学校評議員制度・学校運営協議会制度・学校支援地域本部の比較 . . . . . 18

3. 学校評価関連

- ・学校評価について . . . . . 19
- ・学校評価等実施状況調査（平成23年度間）結果概要 . . . . . 20
- ・「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」の概要 . . . . . 23
- ・学校評価の実効性を高める取組 . . . . . 26

4. その他

- ・関係法令 . . . . . 28
- ・教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）（抄） . . . . . 30
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案  
の概要 . . . . . 33

## コミュニティ・スクールの普及・啓発に関する取組

### 1. 地域とともにある学校づくり推進フォーラムの開催

○地域とともにある学校づくりを一層推進するため、効果的な取組を行う教育委員会等による取組事例の発表や参加者との意見交換等を行うフォーラムを開催。

(平成 25 年度実績)

- ・ 全国 8 会場 でフォーラムを開催、4,411 人参加  
(静岡、京都、愛媛、大分、栃木、青森、東京) ※開催日順
- ・ 各フォーラムにおいて、行政説明、パネルディスカッション、先進的な取組事例等の実践発表等を実施。
- ・ 平成 26 年度も同様、全国各地でフォーラムを開催予定。

### 2. コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）の派遣

○コミュニティ・スクールの導入を検討又は推進する教育委員会や学校関係者等に対する助言・支援として、教育委員会・学校等の要請に応じ、CSマイスター（現在 22 名登録）を派遣。

(CSマイスター)

- ・ コミュニティ・スクールの導入及び実践に携わった経験のある元校長や教育長等の関係者をCSマイスターとして委嘱。

(CSマイスターの役割)

- ・ コミュニティ・スクールの導入を検討又は推進する教育委員会や学校関係者等に対する継続的な助言・支援
- ・ コミュニティ・スクールに関する地域のニーズ等の情報収集・提供など

(平成 25 年度実績)

- ・ 全国 203 ヶ所 に派遣

### 3. 制度等活用説明会の開催

○教育委員会・学校等の要請に応じ、実践校の担当者、文科省の担当者を派遣し、コミュニティ・スクールの制度等の活用方法などに関する説明会を開催。

(平成 25 年度実績)

- ・ 全国 67 ヶ所 で開催、8,662 人参加

# 「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」について

## 1. 発足趣旨

コミュニティ・スクールを指定する教育委員会の教育長を中心に、『熟議』や情報交換等を通して、互いに連携・協力を深め、取り組みの一層の充実・発展を図ることを目的として発足。

## 2. 発足経緯

○平成22年10月12日

・コミュニティ・スクールを推進する教育委員会の教育長等による第1回コミュニティ・スクールの在り方を考える「熟議」開催。

※これを受け、コミュニティ・スクールを推進する者同士が直接意見交換することは、互いの連携を深め、今後の取組の一層の充実・発展を図るうえで有意義との認識から、三鷹市教育委員会の貝ノ瀬教育長と京都市教育委員会の高桑教育長が世話役となり、全国組織の立ち上げを準備。

○平成23年2月18日

・第2回コミュニティ・スクールの在り方を考える「熟議」の開催に併せて、「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」を発足。

## 3. 連絡協議会の概要

<役員>

会長 生田 義久 氏（京都市教育委員会教育長）

副会長 中野 敏明 氏

会計監事 廣瀬 亀 氏（熊本県氷川町教育委員会教育長）

佐々田亨三 氏（秋田県由利本荘市教育委員会教育長）

事務局 京都市教育委員会

<会員>（平成26年2月6日現在）

**○市区町村教育委員会教育長73名、学校運営協議会委員等609名  
計682名**

<活動内容について>

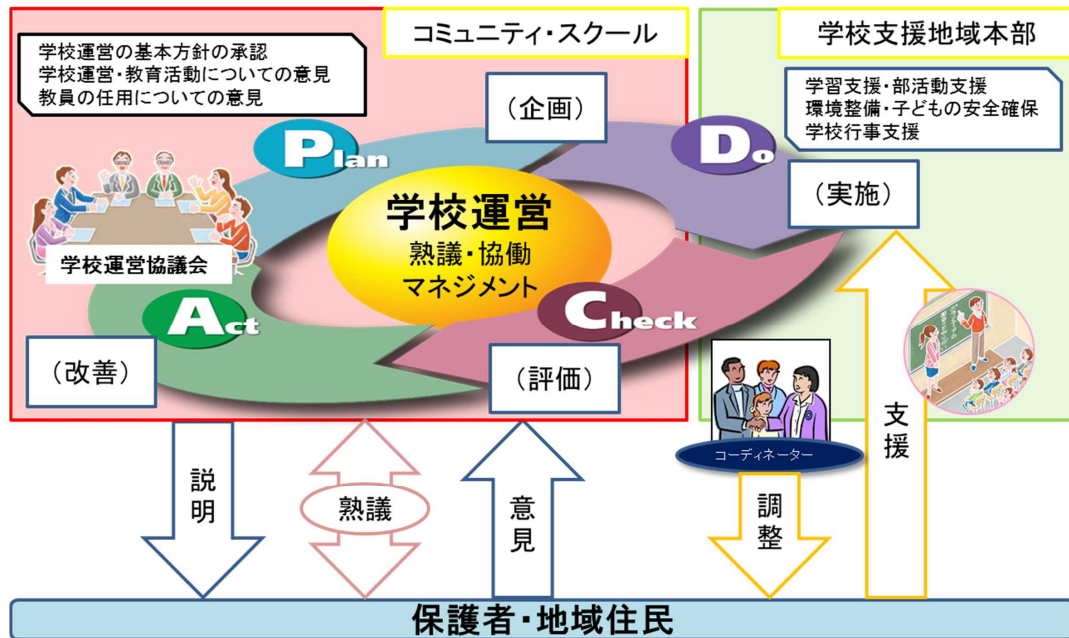
○コミュニティ・スクールの推進に関する熟議や情報交換、普及・啓発等の取組を推進。  
※平成24年度から、校長や学校運営協議会委員、研究者等の会員も参加した幅広いネットワークの構築。

※全国コミュニティ・スクール連絡協議会ホームページ

<http://www1.ocn.ne.jp/~jccs2011/>

# コミュニティ・スクールと学校支援地域本部の協働について

- ◆コミュニティ・スクール指定の小中学校1,491校のうち、学校支援地域本部事業にも取り組んでいる学校は**583校(39%)**。 ※平成25年度
- 《両者の連携により期待される効果》
- 【学校運営協議会からの観点】 学校支援活動を通じ、**日々の教育活動や子供への理解を深めるとともに、課題解決の実践につなげることができる。**
- 【学校支援地域本部からの観点】 **組織的・継続的な体制を確立した上で、学校の目標や課題を共有し、学校支援活動を行うことができる。**



## 学校支援地域本部とコミュニティ・スクールの発展的展開の事例

### 例① 学校支援地域本部 ⇒ + CS

- ＜奈良市立富雄北小学校の例＞
- 平成20年度に「富雄中学校区地域教育協議会」（奈良市は全22中学校区に本部を設置）
  - ・1中・2小・2幼の**コーディネーターの相互連携、ボランティアの積極的支援**により、地域ぐるみの子育て・教育活動を展開
  - ・「花いっぱい通学路クリーンアップ作戦」など、**園児・児童・生徒・教職員・ボランティアが一体となった活動**
- ↓
- 学校支援地域本部の取組を基盤とし、平成23年度に**コミュニティ・スクールの指定**
  - ・**地域住民や保護者が学校運営に参画し、子供にとって必要な支援は何かを議論。**
  - ⇒**小学校区内の安心・安全への理解を深めることを重視**
  - ・「地域安全マップづくり」など、地域連携の意識の醸成

### 例② CS ⇒ + 学校支援地域本部

- ＜横浜市立東山田中学校の例＞
- 平成17年度の開校と同時に**コミュニティ・スクールの指定**
  - ・**学校予算の執行計画の承認など、地域住民や保護者が学校運営に参画**
  - ・小中学校・町内会等のスケジュールをまとめた「**コミュニティカレンダー**」の作成や、地域住民や保護者によるキャリア教育支援を通じて、**学校支援の機運が醸成**
- 平成21年度に東山田中学校**学校支援本部**（通称「**やまたろう本部**」）を設置
- ・上述に加え、学校支援ボランティアのコーディネート、英検・漢検の運営、「やまたろうファンド」の設立などを実施

### ※ 学校支援地域本部+コミュニティ・スクールによって

- ・学校・地域・家庭が対等な立場で発言する場を確保し、**地域に根ざした児童の育成方針を共有することにより、そのためにもどのような支援が必要かを地域住民や保護者の方自ら検討し、実施できる。**



富雄中学校区地域教育協議会  
「花いっぱい通学路クリーンアップ作戦」



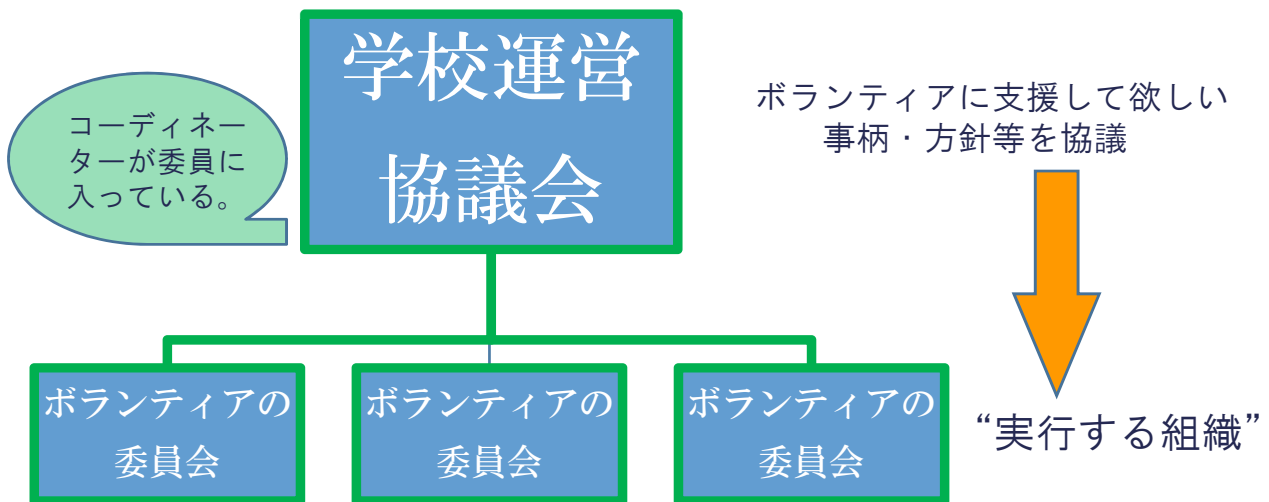
奈良市地域教育推進事業概念図

平成24年度 横浜市立東山田中学校区  
学校と家庭と地域をむすぶ  
**コミュニティカレンダー**

東山田中学校  
コミュニティ・カレンダー

平成25年(2013)				
月	火	水	木	金
1				1 2013年11月15日(金) 富雄中学校区地域教育協議会 第1回定期総会
2				
3				
4	4 2013年11月15日(金) 富雄中学校区地域教育協議会 第1回定期総会	5 2013年11月16日(土) 富雄中学校区地域教育協議会 第1回定期総会	6 2013年11月17日(日) 富雄中学校区地域教育協議会 第1回定期総会	7
8				8 2013年11月18日(月) 富雄中学校区地域教育協議会 第1回定期総会
9				
10				
11	11 2013年11月19日(火) 富雄中学校区地域教育協議会 第1回定期総会	12	13	14
15				15 2013年11月20日(水) 富雄中学校区地域教育協議会 第1回定期総会

## CS→地域本部（湖南省市立A小学校）



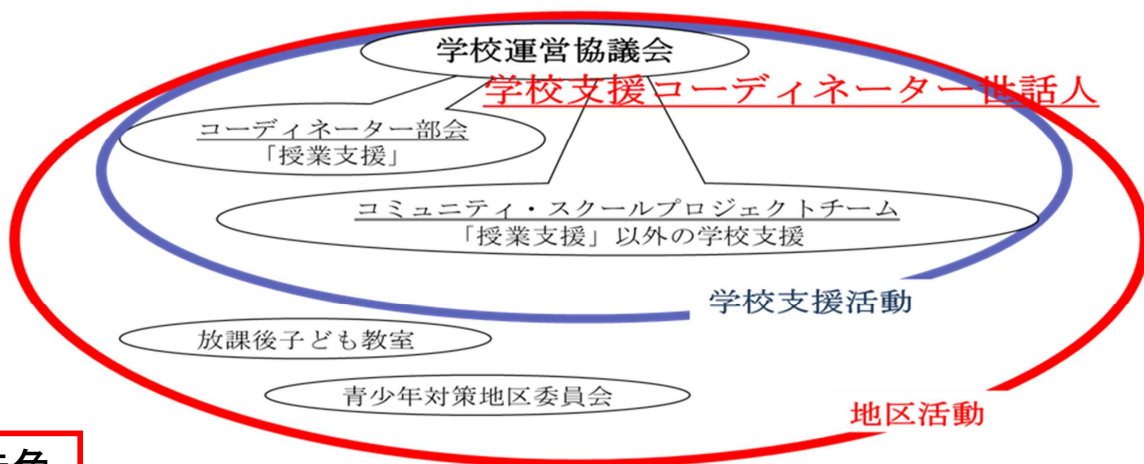
### 特色

- ・「地域教育協議会」※が存在せず、その役割を「学校運営協議会」が兼ねている。
- ・学校運営協議会の機能が大きく、学校主導で学校支援活動が進められている。
- ・コーディネーターが学校運営協議会のメンバーとなって、CSとボランティアの委員会を繋いでいる。
- ・コーディネーターが職員会議にも参加。

※地域教育協議会とは、各学校支援地域本部に設置され、本事業実施校区内における学校支援ボランティア事業の企画立案、事業評価、広報活動、人材バンクの作成等を行うもの。

出典：熊谷慎之輔・志々田まなみ・佐々木保孝・天野かおり「学校支援地域本部事業と連携したコミュニティ・スクールの事例分析～『地域とともにある学校』づくりによる教育力の向上をめざして～』『日本生涯教育学会年報』第34号、2013年、pp.203-219 より

## CS→地域本部（小平市立B小学校・C小学校）



### 特色

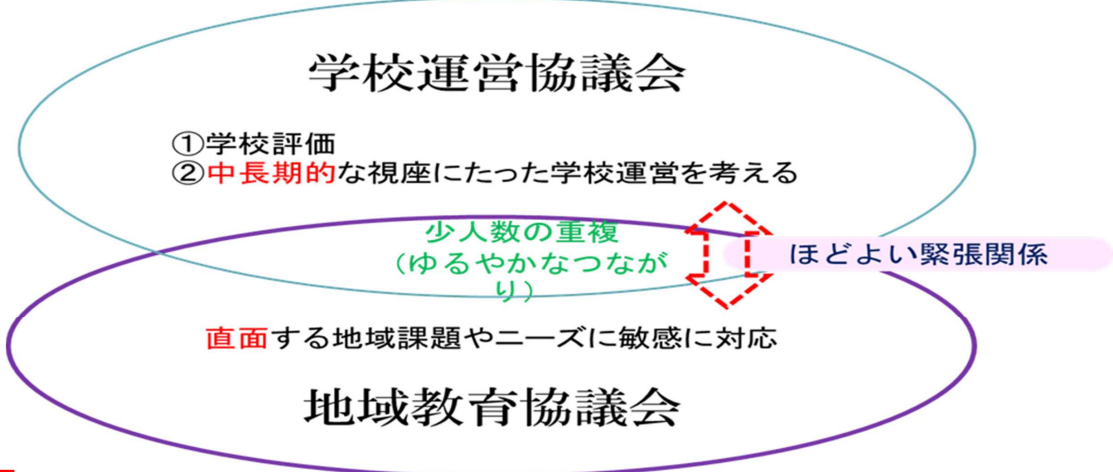
- ・「地域教育協議会」が存在せず、その役割を「学校運営協議会」が兼ねている。
- ・「パイプ役」を個人ではなくチーム（コーディネーター部会）で行い、地域コーディネーター個人のマンパワーに依存しないよう、組織上工夫。
- ・以前から学校に対する地域住民のボランタリーな精神の土壌が培われていた。

【参考】コーディネーター部会のメンバー構成

学校支援コーディネーター世話人（2名）、教職員（3名）地域コーディネーター（5名）、保護者コーディネーター（17名（各クラス1名））

出典：熊谷慎之輔・志々田まなみ・佐々木保孝・天野かおり「学校支援地域本部事業と連携したコミュニティ・スクールの事例分析～『地域とともにある学校』づくりによる教育力の向上をめざして～』『日本生涯教育学会年報』第34号、2013年、pp.203-219 より

地域本部→CS（杉並区立D小学校）

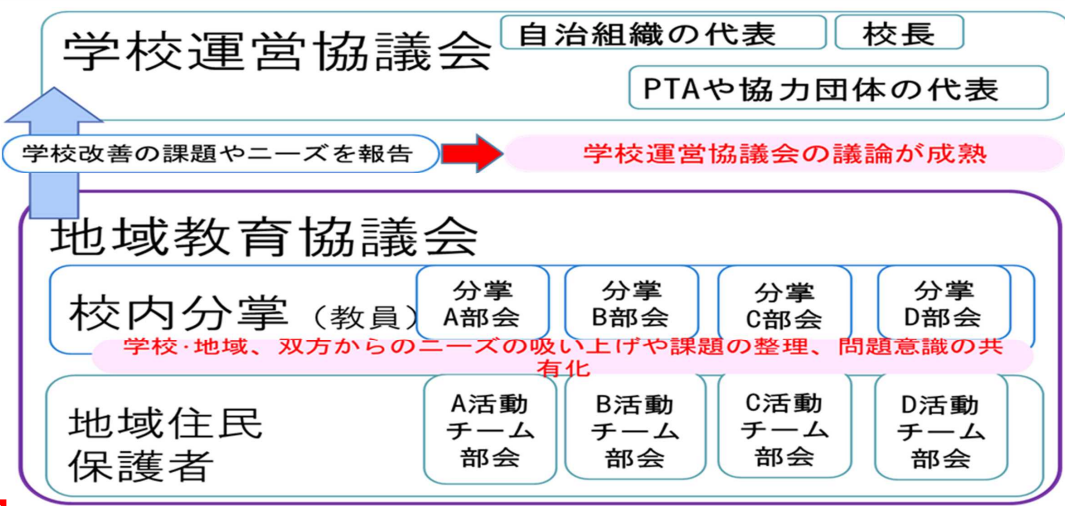


**特色**

- ・学校を地元に残したい、魅力ある学校が地元にあってほしいと願う住民の意識が強く、まちづくり、地域活性といった視点から学校支援活動が取り組まれている。
- ・学校運営協議会は学校評価や人事を検討したり、教育課程の承認を行う場として位置づけられる。
- ・地域教育協議会は、教員・保護者・地域住民の「協働」・「熟議」の場。
- ・地域コーディネーターが核となり、地域ボランティアの成長、学びを支援。

出典:熊谷慎之輔・志々田まなみ・佐々木保孝・天野かおり「学校支援地域本部事業と連携したコミュニティ・スクールの事例分析～『地域とともにある学校』づくりによる教育力の向上をめざして～』『日本生涯教育学会年報』第34号、2013年、pp.203-219 より

地域本部→CS（熊本県産山村立E小中学校）



**特色**

- ・学校を地元に残したい、魅力ある学校が地元にあってほしいと願う住民の意識が強く、まちづくり、地域活性といった視点から学校支援活動が取り組まれている。
- ・学校運営協議会は学校評価や人事を検討したり、教育課程の承認を行う場として位置づけられる。
- ・地域教育協議会の部会と、教員の校内分掌の部会が連動する仕組み。地域教育協議会は地域住民と教員とが共に学び合う場。
- ・地域コーディネーターが核となり、地域ボランティアの成長、学びを支援。

出典:熊谷慎之輔・志々田まなみ・佐々木保孝・天野かおり「学校支援地域本部事業と連携したコミュニティ・スクールの事例分析～『地域とともにある学校』づくりによる教育力の向上をめざして～』『日本生涯教育学会年報』第34号、2013年、pp.203-219 より

# 放課後子ども教室、学校支援地域本部、 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
放課後子ども教室 実施数	7,736教室	8,610教室	9,197教室	9,733教室	10,098教室	10,376教室
学校支援地域本部 設置数	2,176本部	2,405本部	2,540本部	2,659本部	3,036本部	3,527本部 (8,654校)
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) 指定校数	343校	478校	629校	789校	1,183校	1,570校 ※26年度は 1,919校
実施市町村数	放 1,011市町村 本部 867市町村 CS 63市町村	放 1,053市町村 本部1,004市町村 CS 72市町村	放 1,060市町村 本部1,005市町村 CS 82市町村	放 1,075市町村 本部 570市町村 CS 99市町村	放 1,076市町村 本部 576市町村 CS 122市町村	放 1,090市町村 本部 619市町村 CS 153市町村  ※CS 26年度は 187市町村

# 自治体独自の学校と地域の連携組織の例について

## 法律に基づくコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

□教育委員会が学校を指定し学校運営協議会を設置。教育委員会が学校運営協議会の委員を任命。

### <学校運営協議会の権限>

- ・校長が作成する学校運営の基本方針の承認（必須）
- ・学校運営に関する意見（任意）
- ・教職員の任用に関する意見（任意）

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)



都道府県・市町村の判断により、コミュニティ・スクールに類似する、独自の学校・地域の連携組織(〇〇県・〇〇市版コミュニティ・スクールなど)を設けている事例あり。

以下、教育委員会規則に「法律に基づく」と明記していない取組の分類の例  
(※自治体によって複数の分類にまたがるものもある)

→	<b>任用の規定がない例</b>	・学校運営の基本方針の承認(必須) ・学校運営についての意見(任意)
→	<b>承認を協議としている例</b>	・学校運営の基本方針についての協議 ・学校運営についての協議 ※上記のほか、学校評価や、子供の居場所づくりに関する協議も実施
→	<b>学校主導による取組の例</b>	・学校運営の基本方針の承認(必須) ・学校運営についての意見(任意) ・教職員の任用に関する意見(任意) ※学校が規則を制定し、委員を任命 ※CS導入への準備段階としての位置づけ
→	<b>情報共有を主眼とした例</b>	・学校運営の基本方針の共有 ・課題や情報の共有
→	.....	



# 学校評議員制度の概要

## 1. 学校評議員制度の位置付け

学校評議員制度は、校長が、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くための制度であり、学校教育法施行規則第49条により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園に置くことができるとされている。(平成12年4月施行)

(参考) 学校教育法施行規則

第四十九条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

(第79条、第104条等により、中学校、高等学校等に準用)

## 2. 期待される効果

学校評議員は、学校や地域の実情に応じて、学校運営に関し、

- ① 保護者や地域住民等の意向を把握し反映すること
- ② 保護者や地域住民等の協力を得ること
- ③ 学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていくこと

ができるようにするものである。

また、最近においては、学校関係者評価の評価者に任命するなど、保護者や地域住民の学校への参画を促すために活用している例も見られる。

## 3. 実施状況

・学校評議員 (類似制度を含む) を設置している公立学校の割合

平成14年8月	47.0%
平成15年7月	62.4%
平成16年7月	72.0%
平成17年7月	78.4%
平成18年8月	82.3%
平成21年3月	86.5%
平成24年3月	80.2% ※

※類似制度は含まない

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置している学校の半数(54.8%※)が設置に伴い学校評議員を廃止している。

※平成23年度委託調査研究(日本大学文理学部)より

# 学校評議員の状況について

— 学校評価実施状況等調査(平成23年度間)より —

## (1) 調査概要

調査対象 : 全ての都道府県・市町村教育委員会及び全ての国公立学校

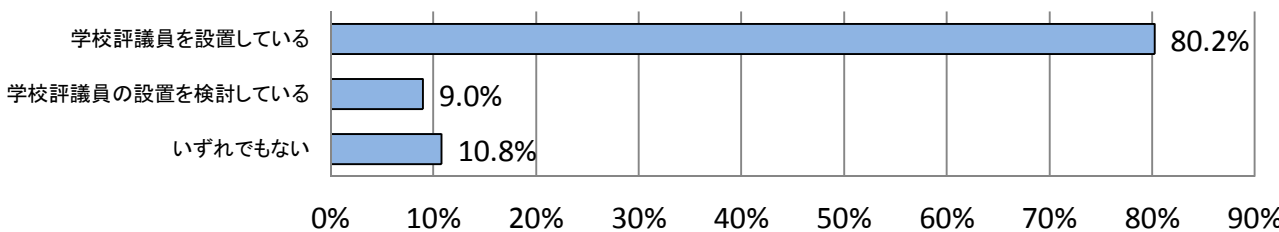
(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)

調査基準日 : 平成23年度間(実績値)

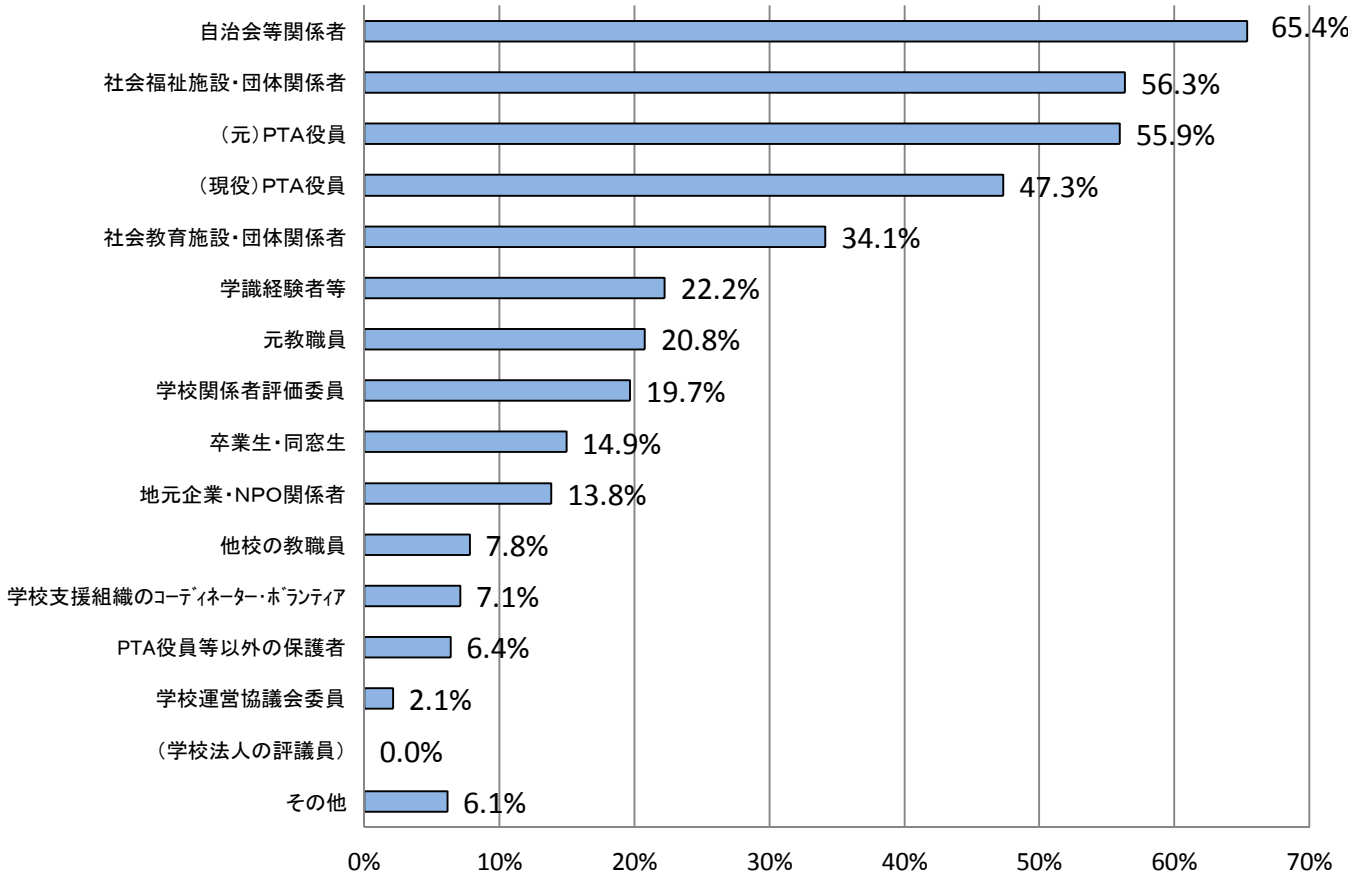
※前回調査は平成20年度間(調査項目は一部共通)

## (2) ポイント

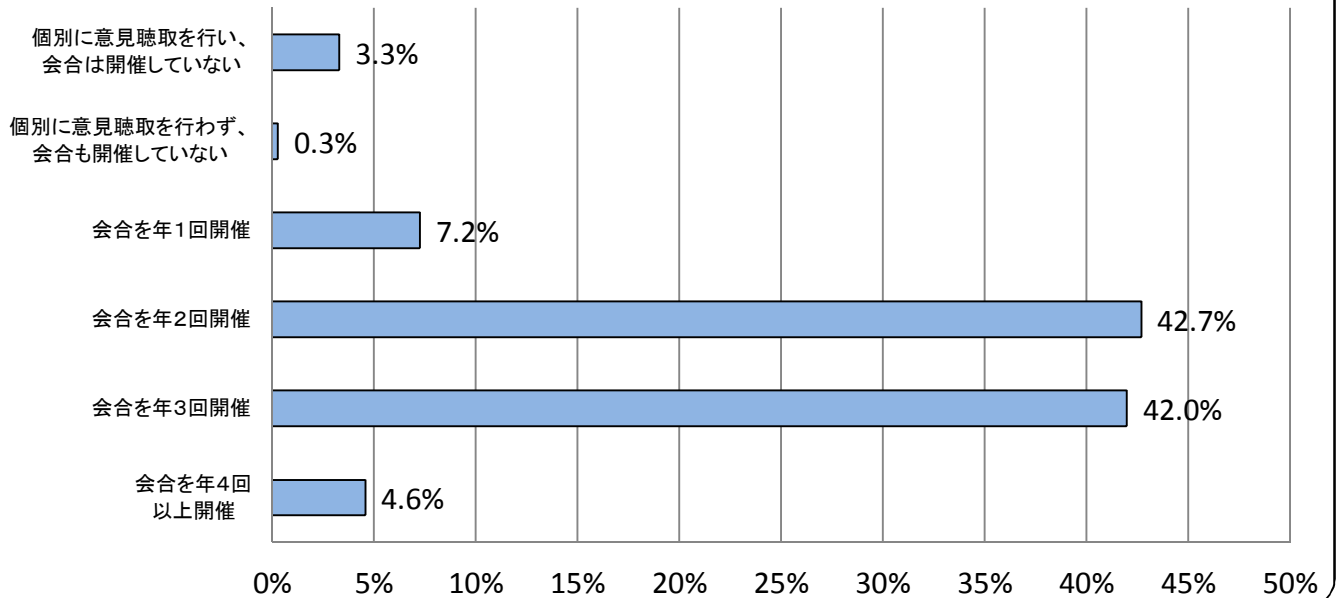
学校評議員の設置状況(平成24年3月末日現在)  
(公立学校)



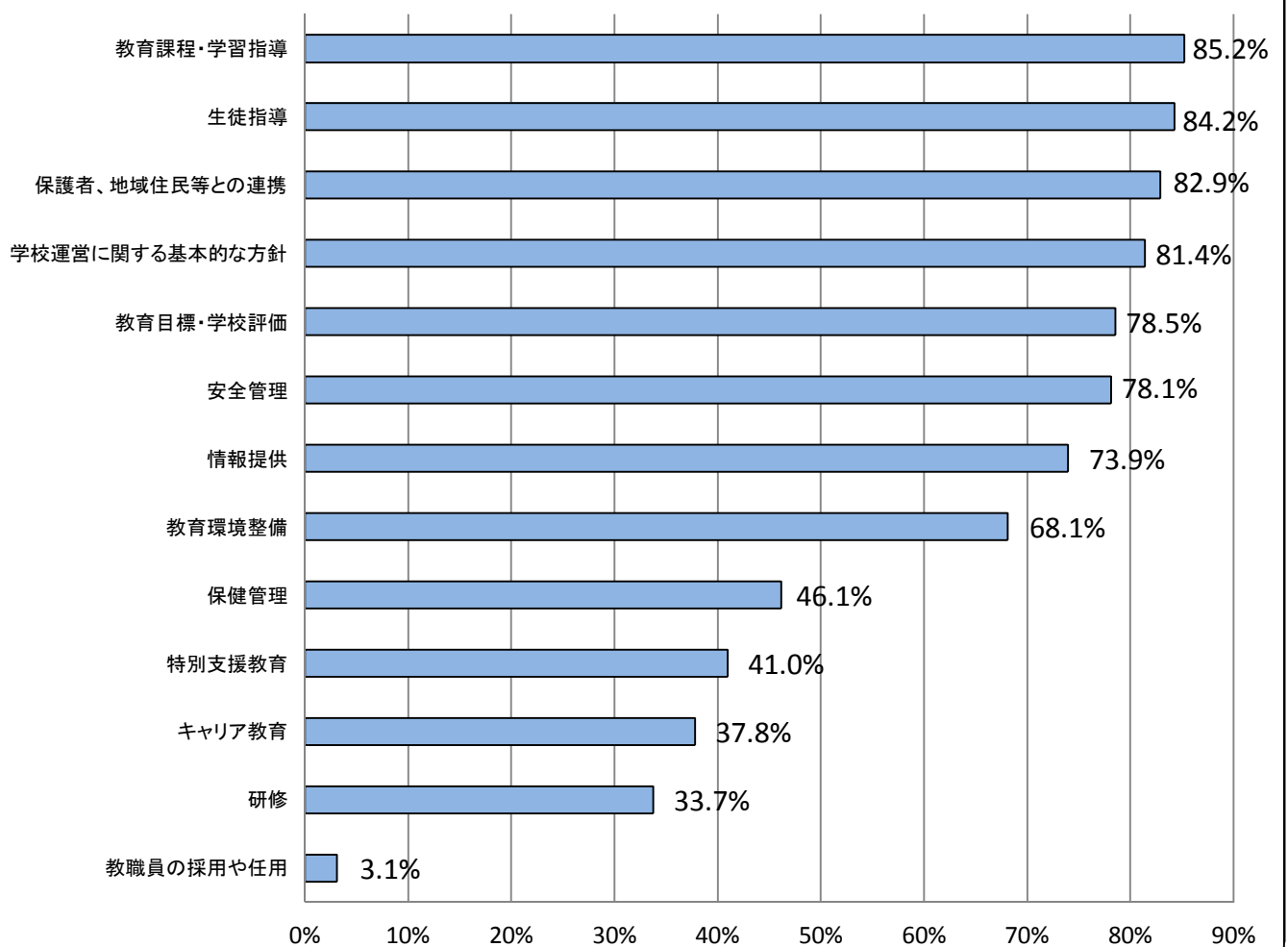
学校評議員の属性(公立学校)



### 学校評議員からの意見聴取方法及び会合開催回数（公立学校）



### 学校評議員からの意見聴取事項（公立学校）



# 学校評議員制度・学校運営協議会制度・学校支援地域本部の比較

	学校評議員制度	学校運営協議会制度	学校支援地域本部
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。	地域住民が、学校の支援を行うもので、これにより学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。
設置	任意設置	任意設置	任意設置
位置付け	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。個人として意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例がみられる。	学校の運営について、教育委員会の下部組織として、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。	地域住民等のボランティアの集まりで任意団体である。
法令上の根拠	学校教育法施行規則第49条（平成12年4月1日施行） 学校評議員は設置者の判断により、学校に置くことができる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5（平成16年9月9日施行） 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとする。	（法的な措置はない）
資格要件等	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有するもの	地域の住民・保護者その他教育委員会が必要と認める者	【協議会等】 ・学校関係者及び地域の代表者（校長や教職員、コーディネーターやボランティア代表、PTA関係者、公民館館長等社会教育関係者、自治会等地域の関係者等）  【地域コーディネーター】 ・学校と地域の実情に精通する者で、ボランティアの活動の連絡調整を行う。  【学校支援ボランティア】 ・学校支援活動に参加する地域住民のボランティア  （法的な措置はないため、特に資格要件等を定めたものはない。）
（任命）	校長が推薦し、設置者が委嘱	教育委員会が任命（委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員）	
主な内容	学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。	以下の具体的な権限を有する。 ①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。 ③教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。	学校の教育活動の支援 【例】 学習支援、部活動指導、校内の環境整備、子どもの安全確保、学校行事等の支援
学校数	全国で32,012校（公立） （全公立学校の80.2%） （平成24年3月31日現在）	全国で1,919校 （平成26年4月1日現在）	全国で3,527本部、8,654校 （平成25年度実績）

# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

## 1. 制度の概要

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度の導入により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。

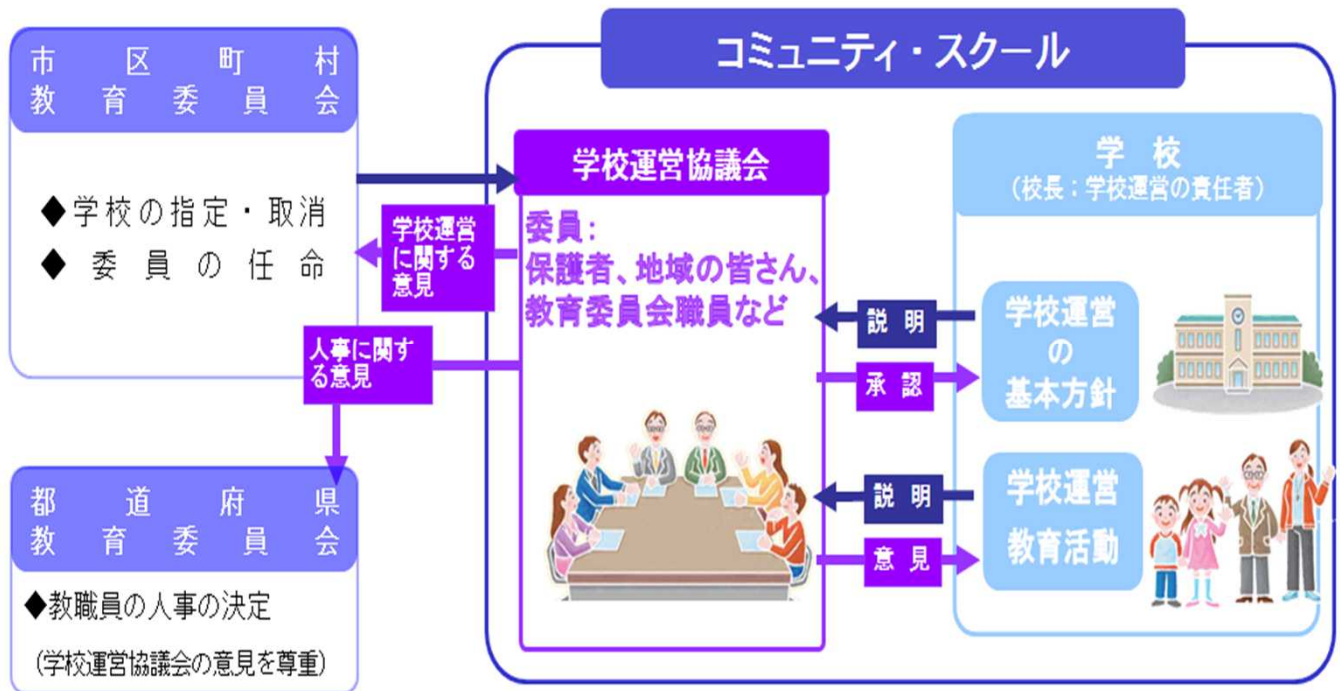
これにより、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや質の高い学校教育の実現及び地域の教育力の向上を図る。

### <学校運営協議会の主な役割>

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五  
教育委員会が、学校運営協議会を置く学校を指定

- 校長の作成する学校運営の基本方針の承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見  
教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用

### <コミュニティ・スクールのイメージ>

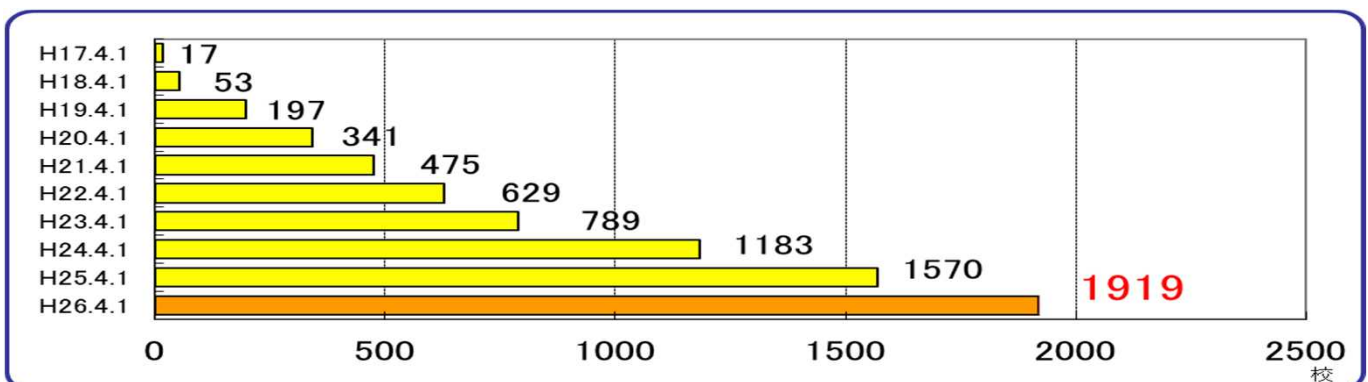


## 2. コミュニティ・スクールの指定状況

(平成26年4月1日現在)

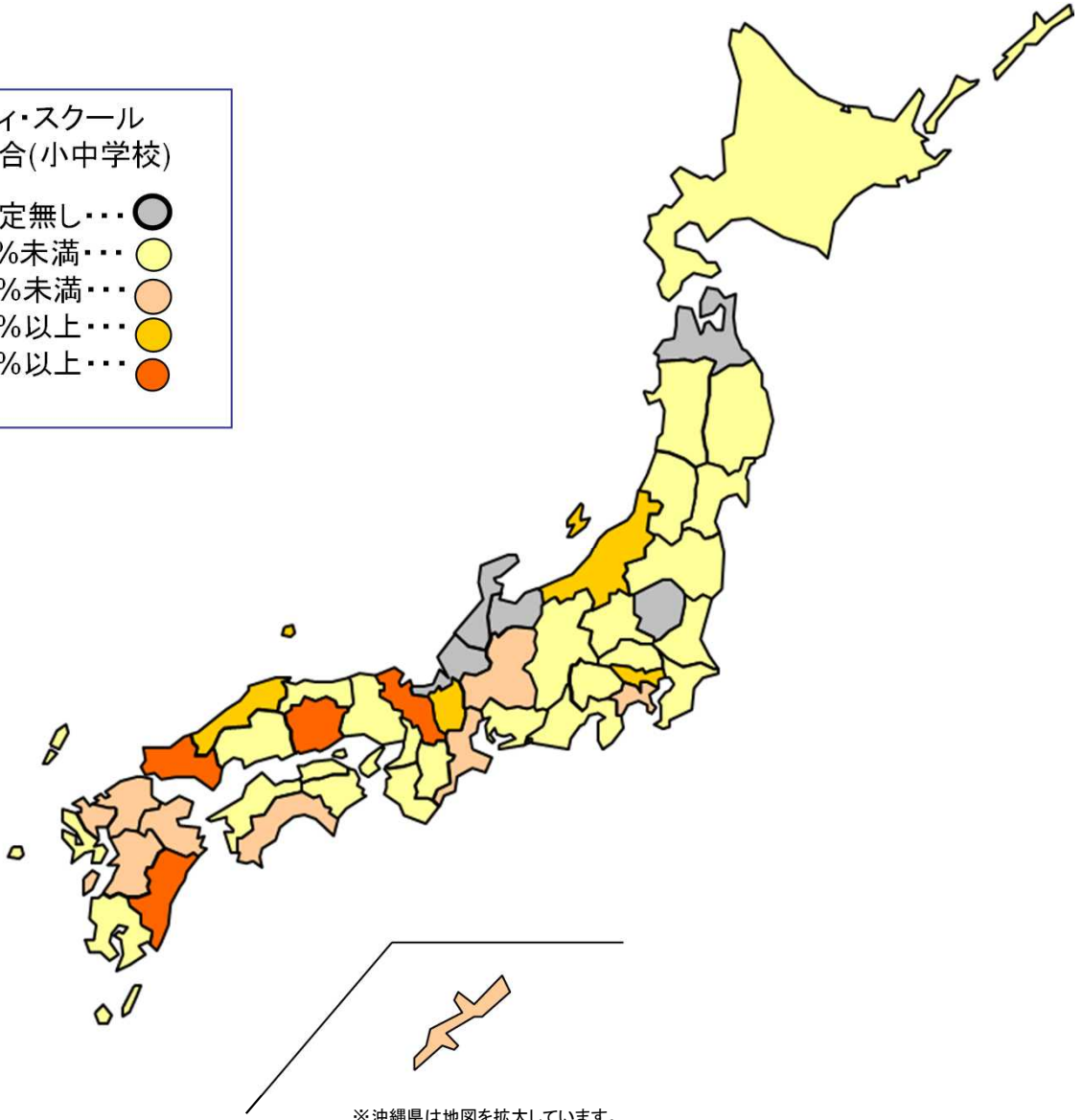
昨年度から349校増の1,919校が指定。

学校設置者別では、昨年度比34市町村増の4道県、187市区町村の教育委員会において指定。



# 平成26年度 コミュニティ・スクールの指定状況

コミュニティ・スクール：42都道府県内 1,919 校  
 (幼稚園94、小学校1,240、中学校565、高等学校10、特別支援学校10)



H25. 4. 1		349校増	H26. 4. 1	
幼稚園	62 園		幼稚園	94 園
小学校	1,028 校	小学校	1,240 校	
中学校	463 校	中学校	565 校	
高等学校	9 校	高等学校	10 校	
特別支援学校	8 校	特別支援学校	10 校	
合計	1,570 校	合計	1,919 校	

### 3. コミュニティ・スクールの導入例

#### ○コミュニティ・スクールを基盤とする小中一貫教育

- ・中学校区を学園とし、学園にコミュニティ・スクール委員会を設置。
- ・小中一貫カリキュラムや相互乗り入れ授業に加え、コミュニティ・スクール委員会の協議とコーディネートによる地域ボランティアの学習支援。

#### ○学校運営協議会委員による学校関係者評価

- ・学校運営協議会委員が学校関係者評価委員を兼任することにより、学校の実態を理解した上での十分な議論・評価の実施。
- ・中学校区学校関係者評価を導入し、中学校区において共通目標・課題の設定を行い、具現化に向けた取組を共有するとともに、相互に評価。(中学校区学校関係者評価委員会委員は各中学校区の学校運営協議会員から選出)

#### ○学校運営協議会を核とした様々な教育活動の展開

- ・学校評価、学校支援地域本部、PTA、シニアスクールなどの取組の企画運営の核として学校運営協議会を位置づけることにより、学校・家庭・地域の有機的な連携・協働体制を構築。

### 4. コミュニティ・スクールの成果

- 学校と地域が情報を共有するようになった
- 地域が学校に協力的になった
- 地域と連携した取組が組織的に行えるようになった
- 学校に対する保護者や地域の理解が深まった
- 教職員の意識改革が進んだ                      など地域との連携が一層深まる中で、
- いじめ・不登校・暴力など生徒指導上の課題が解決した
- 児童生徒の学力が向上した                      などの成果が報告されている。

(平成23年度文部科学省委託調査研究／学校運営の改善の在り方に関する調査研究より)

### 5. コミュニティ・スクールの課題

- 教育委員会や校長、教職員の理解や実践経験の不足  
⇒取組の目的や成果への理解不足等により、導入に消極的な都道府県・市町村が存在し、取組に地域差。特に人事に対する抵抗感・警戒感は強い状況。
- 学校の管理職や教職員の勤務負担、財政的負担
- 学校運営協議会の委員等の地域人材の育成や確保
- 学校運営協議会未導入の理由として、学校評議員等類似制度の存在も

# コミュニティ・スクールにおける取組事例

## 東京都三鷹市

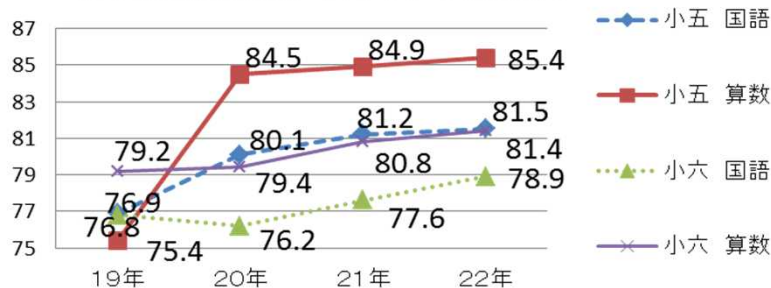
### ◆小中9年間の子供の育ちを、地域ぐるみで支援し、学力向上に成果

○各小中学校の地域住民等が、小中一貫教育校（＝「学園」）の学校運営について一体となって協議・支援。

○平成20年度までに市内全22校を指定し、全中学校区で小中一貫コミュニティ・スクールを推進。

⇒学校運営協議会の実働組織（学習ボランティア等）の協力等により、教育支援が充実し、学力向上に成果

市学習到達度調査 小五・六 平均正答率



#### 三鷹中央学園 教育目標

進んで学ぶ人  
確かな学力をはぐくむ

1. 家庭学習・自主学習ができるようにする
2. 振り返りながら学習する
3. 基礎基本の学力を定着させる
4. 高学年が低学年児童に勉強を教える

1. 先生の話をよく聞く
2. 授業でわからないことがあつたらそのままにしない
3. 【小】毎日、音読練習や漢字・計算練習をする
4. 【中】宿題を忘れずにやる
5. テレビを消して集中して家庭学習をやる

1. 保護者として子供が家庭学習に集中できるような環境（時間・場所）をつくる
2. 保護者として子供が自分で声掛けできるように声掛けする
3. 保護者として子供が学習用具等の持ち忘れがないように、声掛けする

1. 放課後や長期休業中に子供たちが学べる環境をつくる
2. 子供が挑戦できる検定（漢検・英検・数検）を行う
3. 子供の学びを深める教室を行う

感謝と思いやりの心をもつ人  
豊かな人間性をはぐくむ

1. 良さを認め合い、自己肯定感を持つ学校をつくる
2. 子どもが落ち着いて学べる環境をつくる
3. 他学年の子供と交流し、協力できるようにする

1. 児童会・生徒会で交流する
2. 時間を守って行動する
3. 友達の良いところを認めたり、思いやりのある声掛けをする

1. 親子での対話を大切に
2. 親子で話し合い、毎日できるお手伝いを決めて、継続する
3. 子供が相手の気持ちを考えられるようになる

1. 子供が困ったときに助けられる環境を作る（地域パトロール、子供避難所、放課後居場所づくりなど）

たくましい心と体をもつ人  
心身の健康をはぐくむ

1. 食べ物の好き嫌いを無くすようにする
2. 体力づくりにチャレンジできるようにする
3. 時間を守り、はじめのある集団生活ができる学校をつくる

1. 目標を持って運動・部活に取り組む
2. 睡眠をとる。時間になったら自分で寝て、自分で起きる
3. 時間を守って行動する

1. 子供が早寝早起きなど、規則正しい生活ができるようにする
2. 子供が食べ物の好き嫌いを無くすようにする
3. 子供が身だしなみや身の回りの整理整頓ができるようにする
4. 子供が約束の時間を守って行動できるようにする

1. 子供が体力づくりできる活動を行う（スポーツ教室や部活の指導支援など）

地域・社会に貢献する人  
地域を愛する心と態度をはぐくむ

1. 委員会や係活動で自分の役割をもって行動できるようにする
2. 学校行事を通して成長できる環境をつくる
3. 防災訓練を行い、災害に備える

1. ボランティアに参加する
2. 自分から進んであいさつをする
3. 交通ルールを守る

1. 交通ルールを守って安全に登下校できるようにする
2. 大人が子供に挨拶などの手本を示す

1. 防災の取組を広げ、災害に備える
2. 大人が子供に挨拶などの手本を示す
3. 安全で安心な環境を作る
4. 交通事故に合わない環境をつくる
5. お祭りやイベントを通して、地域社会に貢献する意識を育む

推進方策

評価の方法

学校・学級経営計画への位置づけ

- ・ 教員の自己評価
- ・ 授業評価
- ・ 外部アンケート（12月実施）

毎期の個人や学級のめあて児童会・生徒会の取組

- ・ 児童・生徒向けアンケート（12月実施）

PTAでの取組  
学園広報・懇談会等での発信

- ・ 保護者アンケート（12月実施）

CS委員会、サポートネットなどの取組。  
学園広報・懇談会での発信

- ・ 地域向けアンケート（12月実施）

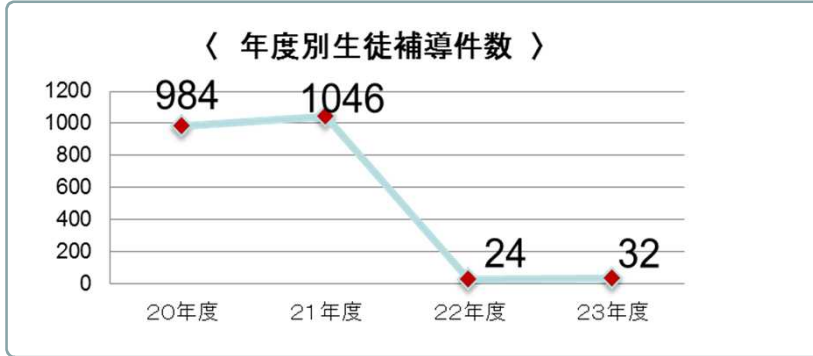


# 福岡県春日市（春日西中学校）

## ◆生徒指導上の課題等を、学校、家庭、地域の連携で解決

- 中学校区内のコミュニティ・スクール間で、生徒指導上の課題等について課題を共有し、その解決に向けて協働。
- 「サポート地域本部」を中心にした三つ（学習・安全・環境）の支援を充実。

⇒住民による地域パトロールの徹底により、補導件数が激減。



※春日市は平成22年度までに春日西中学校を含む市内全18校をコミュニティ・スクールに指定。

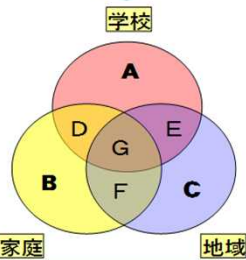
### 〈春日西小学校の取組〉 ※春日西中学校区の小学校

〈子育てのねらい〉

「自分で考え、行動する子どもの育成」

子育ての「ねらいの共有化」

「学校・家庭・地域の役割分担の明確化」の取組



- ・学校の7つの取組…A
- ・家庭の7つの取組…B
- ・地域の7つの取組…C

「レインボー・プロジェクト」

〔自ら考え行動する子ども〕→ 学校【実力の育成】

〈学校のレインボープロジェクト〉

- プロジェクト1 「生徒指導の機能を生かした授業をつくらう」
- プロジェクト2 「基礎・基本の徹底と定着を図らう」
- プロジェクト3 「読書活動を充実しよう」
- プロジェクト4 「心と体の健康を育てよう」
- プロジェクト5 「熱中して「働く場」をつくらう」
- プロジェクト6 「外部評価と情報公開を推進しよう」
- プロジェクト7 「家庭・地域と連携し、子供のよりよい学びの環境、安全な環境をつくらう」

学年独立経営

- (研究推進委員会)
- (学年独立経営プロジェクト会議)
- (図書館教育推進委員会)
- (すこやか委員会)
- (清掃指導推進委員会)
- (学年独立経営プロジェクト会議)
- (学年独立経営プロジェクト会議)

〔自ら考え行動する子ども〕→ 家庭【生活力の育成】

〈家庭のレインボープロジェクト〉

- プロジェクト1 「家族の一員としての『働く場』をつくらう」
- プロジェクト2 「基本的な生活習慣を身につけよう」
- プロジェクト3 「マナー・モラルを向上しよう」
- プロジェクト4 「メディアとのよりよい関係をつくらう」
- プロジェクト5 「家庭学習、読書の習慣をつくらう」
- プロジェクト6 「家族間コミュニケーションをつくらう」
- プロジェクト7 「地域とのつながりをもとう」

PTA運営委員会

- (PTAベルマーク委員会)
- (PTA健康委員会)
- (PTA本部担当)
- (PTA広報委員会)
- (PTA研修・図書委員会)
- (PTAゆめまつり委員会)
- (PTA地区委員会担当)

〔自ら考え行動する子ども〕→ 地域【社会力の育成】

〈地域のレインボープロジェクト〉

- プロジェクト1 「地域の中に子供の遊び場をつくらう」
- プロジェクト2 「地域の大人と子供がふれあえる場をつくらう」
- プロジェクト3 「子供のボランティア精神を促進する場をつくらう」
- プロジェクト4 「地域の指導者・ボランティアの人材バンクをつくらう」
- プロジェクト5 「温かく、規範意識の高い町をつくらう」
- プロジェクト6 「安全で防犯意識の高い町をつくらう」
- プロジェクト7 「地域の組織のネットワークをつくらう」

自治会・公民館

- ・子供会
- ・婦人会
- ・老人会
- 等の 団体・機関

## 京都市（御所南小学校）

### ◆子どもと、地域、家庭、学校の連携・協働で学校づくり

- 学校運営協議会において、学校運営の基本方針の承認、学校関係者評価を実施。
- 学校運営協議会を中心にした3つ（地域・学び支援・スクール）の支援活動を充実。
- 「災害」をテーマに地域・保護者・学校が集まり災害に対する様々な体験活動を実施。
- 地域のものづくり職人などを訪ね、地域の文化の体験活動を実施。
- 教員公募制度において、学校運営協議会委員による面接を実施。



※御所南小学校は、平成16年度にコミュニティ・スクールに指定。

## 大分県豊後高田市（田染小学校）

### ◆地域・学校・家庭がスクラムを組み、子どもたちに「生きる力」を育む学校づくり

- 学校運営協議会において、学校運営の基本方針を承認。
- 学校運営協議会の活動を3つの分野（学び・環境・体力安全）に整理し、全体構想の中で学校、地域、家庭の関わりを組織的に企画・運営。
- 地域との関わりのなかで、文化芸能等の体験活動や清掃活動を実施。
- いきいき土曜日事業の活動を学校運営協議会が支援。



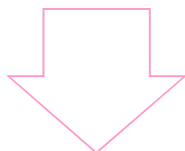
※田染小学校は、平成24年度にコミュニティ・スクールに指定。

# 地域とともにある学校づくりの推進(コミュニティ・スクール等)

平成26年度予算額 : 174百万円(平成25年度予算額: 178百万円)

## 《目指すべき学校の姿》

- 子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する
- 保護者や地域住民の力を学校運営に生かし、質の高い教育を実現



### 保護者や地域住民が学校運営に参画する コミュニティ・スクールの充実・拡大

<全公立小中学校の1割(約3,000校)に(～平成28年度)>

#### (導入の促進)

##### ◆コミュニティ・スクール導入に関する実践研究 53百万円

導入を目指す地域における、組織や運営体制づくり  
・ 80市区町村

- ※ このうち一部を補助事業とする。[補助率1/3]
- ・ 教員・事務職員加配措置

##### ◆コミュニティ・スクール推進員 (CSマイスター)派遣事業 9百万円

実践経験のある元校長や地域住民などをCSマイスターとして派遣

##### ◆説明会、フォーラムの開催 20百万円

地域とともにある学校づくり推進協議会(8会場)  
など

#### (取組の充実)

##### ◆コミュニティ・スクールの熟議と協働 の充実に関する実践研究 4百万円

導入地域における、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みの強化

- ・ 研究費: 100万円×4市区町村

##### ◆コミュニティ・スクールのマネジメント力 強化に関する実践研究 10百万円

導入校における、地域とのコーディネート機能や事務機能の強化

- ・ 研究費: 10万円×100校
- ・ 事務職員加配措置

#### (自律的・組織的な学校運営体制の構築) 71百万円

##### ◆自律的・組織的な学校運営体制の構築に向けた調査研究

地域とともにある学校づくりの効果的な推進のために、校長がリーダーシップを発揮するための学校裁量権の拡大、教職員や学校運営協議会委員のマネジメント力向上、実効性ある学校評価に関する調査研究